

各務原市地域包括支援センター 各位

各務原市健康福祉部介護保険課

## 介護認定申請にかかる様式の変更について

平素より介護保険運営に多大なるご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

介護認定調査の日程調整及び調査の実施を円滑に行うため、介護保険要介護認定・要支援認定申請書の裏面の内容を一部変更いたしました。令和5年4月1日申請分から変更後の様式をご使用ください。

主な変更点は以下の通りです。ご不明な点等がございましたら、下記までお問合せください。

### 記

#### 【1】要介護認定・要支援認定の申請書裏面

##### 1) 変更箇所

###### 1. 質問項目の追加

【認定調査について】⑤の項目を追加しています。

認定調査時に配慮事項等事前に調査員に伝えたい状況等があれば、☑または、具体的な状況をご記入ください。

2. その他、全体的なレイアウト等を変更しています。ご記入いただく内容に変更はありません。

##### 2) 配布方法

**電子データ** 各務原市公式ウェブサイト内に掲載します。(3月27日頃公開予定)

<https://www.city.kakamigahara.lg.jp/internet/shinseisho/1004749/1004759.html>

**紙用紙** 介護保険課・介護認定係窓口で配布します。

#### 【2】その他連絡事項

- 令和4年10月14日付け厚生労働省老健局老人保健課からの事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の今後の取扱いについて」に基づき、2各介第18号「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（通知）」の対応は認定有効期間が令和5年3月31日までの方で終了となります。令和5年4月30日以降に有効期間満了日を迎える被保険者は、通常通り更新申請をお願いします。
- 認定調査の実施は市が委託している居宅介護支援事業所が行う場合もあります。認定調査の日程調整の連絡についても各事業所調査員からの連絡となりますので、立会人の方等には連絡が入る旨を事前にお知らせください。(調査員からの電話が繋がらないといったケースが見受けられます。)

#### 問い合わせ先

担当課	介護保険課介護認定係
電話	(058)383-1970(直通)